

別紙
平成24年6月26日

船舶検査の方法の一部改正について

1. 概要

国際海事機関（IMO）において、船舶自動識別装置（AIS）の年次テスト（ANNUAL TESTING）の義務化に関するSOLAS条約附属書改正案が採択され、平成24年7月より発効することから、我が国においても、改正内容を担保するため、船舶検査の方法の一部改正を行う。

また、水先人用昇降機は、平成24年7月1日以降使用禁止となるため、所要の改正も併せて行う。

2. 改正の概要

- (1)船舶自動識別装置（AIS）の年次テストの義務化に伴う検査方法を制定する。
- (2)水先人用昇降機の使用禁止に伴い、同昇降機の作動試験等の規定を削除する。
- (3)その他所要の改正を行う。

3. 適用時期

平成24年7月1日から適用する。

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
B編 一般船舶及びこれに備える物件に係る検査					B編 一般船舶及びこれに備える物件に係る検査				
第2章 定期的検査等					第2章 定期的検査等				
2.6 一般設備 (略)					2.6 一般設備 (略)				
検査項目	定期	1中	2中	3中	検査項目	定期	1中	2中	3中
2.2.5 かじ かじを持ち上げるか又は取り外した上で、腐食及び傷の有無、カップリングボルトのゆるみ、軸受部の間隙等について検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測の結果により原状が良好なものについては、かじの持ち上げ又は取りはずしを省略して差し支えない。(定期検査にあつては、だ頭材の腐食について確認できる措置又は防食措置が適当なシール式だ頭材については、10年を超えない間隔でかじの持ち上げ又は取り外しを実施すること。)	○	○		○	2.2.5 かじ かじを持ち上げるか又は取り外した上で、腐食及び傷の有無、カップリングボルトのゆるみ、軸受部の間隙等について検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測の結果により原状が良好なものについては、かじの持ち上げ又は取りはずしを省略して差し支えない。(定期検査にあつては、だ頭材の腐食について確認できる措置又は防食措置が適当なシール式だ頭材については、10年を超えない間隔でかじの持ち上げ又は取り外しを実施すること。)	○	○		○
2.3.2 解放検査 -1. <u>定期検査</u> <u>解放検査は、現状について腐食、摩耗、変形、傷等の有無を検査するほか、次による。</u> (1)~(4) (略)					2.3.2 解放検査 -1. <u>定期検査解放検査は、現状について腐食、摩耗、変形、傷等の有無を検査するほか、次による。</u> (1)~(4) (略)				
2.5.3 配電盤(区電盤、分電盤を含む。) -1.~2. (略) -3. 発電機用しゃ断器(気中しゃ断器)及び逆電流(又は逆電力)継電器の引外試験 ただし、第1種中間検査においては、-2、-3は特1中時のみ実施。	○ ○	○ ○	A A		2.5.3 配電盤(区電盤、分電盤を含む。) -1.~2. (略) -3. 発電機用しゃ断器(気中しゃ断器)及び逆電流(又は逆電力)引外試験 ただし、第1種中間検査においては、-2、-3は特1中時のみ実施。	○ ○	○ ○	A A	

<p>2.6.4 航海用具</p> <p>-1.～-18. (略)</p> <p>-19. 船舶自動識別装置 次の検査を行う。</p> <p>(1) 表示器にエラー表示がされていないことを確かめる。</p> <p>(2) 静的及び動的な情報が正しく記録されていることを確かめる。</p> <p>(3) 時分割多元接続方式による送受信が、衛星航法装置信号の協定世界時に直接同期していることを確かめる。</p> <p>(4) 自己診断機能により機能が正常なことを確かめる。</p> <p>(5) 一つのセンサーデータの取り込みを停止させた場合、警報機能が正しく動作することを確かめる。</p> <p>(6) 船舶自動識別装置搭載船舶または船舶自動識別装置陸上局が近くにある場合には、その方位、距離、船名(局名)が正常に表示されていることを確かめる。</p>	○	○	○		
<p>2.6.4 航海用具</p> <p>-1.～-18. (略)</p> <p>-19. 船舶自動識別装置 次の検査を行う。</p> <p>(1) 表示器にエラー表示がされていないことを確かめる。</p> <p>(2) 静的及び動的な情報が正しく記録されていることを確かめる。</p> <p>(3) 時分割多元接続方式による送受信が、衛星航法装置信号の協定世界時に直接同期していることを確かめる。</p> <p>(4) 自己診断機能により機能が正常なことを確かめる。</p> <p>(5) <u>自船位置が地域周波数設定海域内である場合には、指定された地域周波数で動作していることを確かめる。</u></p> <p>(6) 一つのセンサーデータの取り込みを停止させた場合、警報機能が正しく動作することを確かめる。</p> <p>(7) 船舶自動識別装置搭載船舶または船舶自動識別装置陸上局が近くにある場合には、その方位、距離、船名(局名)が正常に表示されていることを確かめる。</p>	○	○	○		
<p>2.6.7 特殊設備</p> <p>-1. 昇降設備</p> <p>(1)～(5) (略)</p>					
<p>2.6.7 特殊設備</p> <p>-1. 昇降設備</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>水先人用昇降機については、緊急停止装置の作動試験を行う。</u></p>					
<p>2.18.3 <u>主機解放に代えて行う海上試運転</u> 次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。 なお、当記録簿は船舶件名表に添付すること。</p> <p><u>主機海上運転記録経歴簿</u> (略)</p>		○			
<p>2.18.3 <u>主機関解放に代えて行う海上試運転</u> 次頁に定める主機関海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。 なお、当記録簿は船舶件名表に添付すること。</p> <p><u>主機関海上運転記録経歴簿</u> (略)</p>		○			

C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

第2章 定期的検査等

検査項目	定期	1中
2.2 船体上架及び主機解放検査 2.2.1 船体上架及び主機解放検査を2.2.1の表により行う。 2.2.2 (略)	○	○
2.4 機関及び排水設備 2.4.1 通則 -1. 定期検査 検査は施行規則第30条第2項に係るものを除き、 <u>2.4.1-1の表</u> により準備された状態で行うこと。なお、解放検査を省略した主機、補助機関及び空気圧縮機については、海上試運転又は効力試験を行い、特に必要と認めるときは、特定事項について解放検査を行うこと。 <u>ただし、製造後11年未満の内燃機関(旅客船にあっては、平水及び限定沿海区域を航行区域とする船舶に備え付けられたものに限る。)</u> については、 <u>前回定期検査後の中間検査、臨時検査で解放検査が実施されており、検査の記録等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該解放検査の一部又は全部を省略して差し支えない。</u> -2. 第1種中間検査 (1) 検査は、施行規則第25条第1項第2号(準備告示第10条第3項第3号及び第4号を除く。)及び第3号(それぞれ、第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で行う。 機関の解放を行うことと定められている船舶については、B編第2章に定める第1種中間検査の方法を準用する。 (2) <u>製造後11年未満の内燃機関(旅客船にあっては平水及び限定沿海区域を航行区域とする船舶に備え付けられたものに限る。)</u> にあっては、 <u>保守整備に関する記録、事情聴取等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、解放検査に代えて効力試験(海上運転)とすることができる。</u>	○	○

C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査

第2章 定期的検査等

検査項目	定期	1中
2.2 船体上架及び主機解放検査 2.2.1 船体上架及び主機解放検査を次表により行う。 2.2.2 (略)	○	○
2.4 機関及び排水設備 2.4.1 通則 -1. 定期検査 検査は施行規則第30条第2項に係るものを除き、 <u>次表</u> により準備された状態で行うこと。なお、解放検査を省略した主機、補助機関及び空気圧縮機については、海上試運転又は効力試験を行い、特に必要と認めるときは、特定事項について解放検査を行うこと。 -2. 第1種中間検査 (1) 検査は、施行規則第25条第1項第2号(準備告示第10条第3項第3号及び第4号を除く。)及び第3号(それぞれ、第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で行う。 機関の解放を行うことと定められている船舶については、B編第2章に定める第1種中間検査の方法を準用する。 (2) <u>平水区域及び限定沿海区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が、平水区域及び限定沿海区域であるものを含む。)</u> にあっては、 <u>ボイラを除き、機関の解放は行わなくても差し支えない。</u> この場合、機関の現状を検査し、適当な方法で試運転を行うこと。	○	○

<p>(3) 平水区域及び限定沿海区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が、平水区域及び限定沿海区域であるものを含む。)については、(2)で規定されるもの以外であって、ポイラを除き、機関の解放は行わなくても差し支えない。この場合、機関の現状を検査し、適当な方法で試運転を行うこと。</p>					
<p>2.4.4 通則 -1. (略) -2. 第1種中間検査 B 編2.3.4及び2.4.3に定める第1種中間検査の方法(ただし、B 編2.3.4-1(14)又は2.3.4-2(13)を除く。)を準用する。</p>	○	○	<p>2.4.4 通則 -1. (略) -2. 第1種中間検査 B 編2.3.4及び2.4.3に定める第1種中間検査の方法(ただし、B 編2.3.4-1(14)又は2.3.4-2(14)を除く。)を準用する。</p>	○	○

C-2編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査
第2章 定期的検査等

検査項目	定期	1中
<p>2.4 機関及び排水設備 2.4.1 通則 -1. (略) -2. 第1種中間検査 機関の現状を検査し、適当な方法で試運転を行うこと。</p>		○

第2章 定期的検査等

検査項目	定期	1中
<p>2.4 機関及び排水設備 2.4.1 通則 -1. (略) -2. 第1種中間 検査機関の現状を検査し、適当な方法で試運転を行うこと。</p>		○

S編 検査の特例
第2章 検査の特例

2.1.2 整備認定事業場において整備された膨脹式救命いかだについては、整備済証明書に添付されている整備記録の整備内容を確認し、B 編2.7.2-2(整備認定事業場が実施した場合を除く。)、-3 及び-4 の検査を行うものとする。なお、整備認定事業場において整備後30 日を経過した膨脹式救命いかだであっても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略することができる。
また、小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器(小型船舶用も含む)を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であって、当該整備認定事業場が検査測度課長の承認を得た各社の整備要領書に従って整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するも

S編 検査の特例
第2章 検査の特例

2.1.2 整備認定事業場において整備された膨脹式救命いかだについては、整備済証明書に添付されている整備記録の整備内容を確認し、B 編2.7.2-2(整備認定事業場が実施した場合を除く。)、-3 及び-4 の検査を行うものとする。なお、整備認定事業場において整備後30 日を経過した膨脹式救命いかだであっても、その外観、保管状況等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合には、検査の全部又は一部を省略することができる。
また、膨脹式救命浮器を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であって、当該整備認定事業場が膨脹式救命浮器整備要領書に従って整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B 編2.7.2-1 で規定される附属書F-1の検査について立会いを

のとし、B 編2.7.2-1 で規定される附属書F-1、C編2.6.2-1で規定される附属書F-6又はC-2編2.6-4で規定される附属書F-6の検査について立会いを省略して差し支えない。

2.11.1 旅客船(湖川のみを航行するものを除く。)、特殊船、国際航海に従事する船舶又は分割検査若しくは継続検査を実施している船舶以外の船舶の主機又は補助機関(付属する過給機及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であつて、前回機関の解放を行った検査(定期検査の方法に従つて機関の解放を行った場合に限る。)の後の使用時間が、当該検査の次の定期的検査、即ち定期検査又は第1種中間検査の時期までに5,000時間を超えないと推定されるものについて、保守・整備に関する記録、事情聴取等から判断して差し支えないと認める場合は、当該機関の解放検査に代えて、外観検査及び運転検査を行うこと。

附属書 E 設備の検査に関する附属書

- 1.～5. (略)
6. 特殊設備
- 6.1 (略)
- 6.2 (略)
- 6.2.1 荷重試験(設備規程306.2参照)
-1.～-2.
- 6.2.2～6.2.4 (略)

附属書 F 整備基準等

1. 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器整備基準
- 1.1 適用範囲 [略]
- 1.2 点検、整備の方法 [略]
- 1.2.1-1. 格納状態での点検
先ずコンテナに格納されたままの状態 で外部点検し、格納袋がある場合は、コンテナからいかだ等を取り出し、格納袋を外部点検し、表示事項、格納袋の異状、格納状態の適否を調べる。
- 2. 膨脹状態での点検
主気室内の圧を使用圧力に調整し、表1に従つて各部材質の劣化、汚染、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。
- 1.2.2 ガス充気装置の点検及び取替え
ガス充気装置をいかだ等本体から取り外し、カット装置、連結金具、ガスボンベに分解し、それぞれについて次の点検を行うこと。
-1. ～ -4. [略]

省略して差し支えない。

2.11.1 旅客船(湖川のみを航行するものを除く。)、特殊船、国際航海に従事する船舶又は分割検査若しくは継続検査を実施している船舶以外の船舶の主機又は補助機関(付属する過給機及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であつて、前回機関の解放を行った検査(定期検査の方法に従つて機関の解放を行った場合に限る。)の後の使用時間が、当該検査の次の定期的検査、即ち定期検査又は第1種中間検査の時期までに5,000時間を超えないと推定されるものについて、保守・整備に関する記録、事情聴取等から判断して差し支えないと認める場合は、当該機関の解放検査に替えて、外観検査及び運転検査を行うこと。

附属書 E 設備の検査に関する附属書

- 1.～5. (略)
6. 特殊設備
- 6.1 (略)
- 6.2 (略)
- 6.2.1 荷重試験(設備規程306.2参照)
-1.～-2.
-3. 水先人用昇降機にあつては、所定の荷重による静的荷重試験を行う。
- 6.2.2～6.2.4 (略)
- 6.2.5 水先人用昇降機については、緊急停止装置の作動試験を行う。(設備規程309.2.1参照)

附属書 F 整備基準等

1. 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器整備基準
- 1.1 適用範囲 [略]
- 1.2 点検、整備の方法 [略]
- 1.2.1-1. 格納状態での点検
先ずコンテナに格納されたままの状態 で外部点検し、格納袋がある場合は、コンテナからいかだを取り出し、格納袋を外部点検し、表示事項、格納袋の異状、格納状態の適否を調べる。
- 2. 膨脹状態での点検
主気室内の圧を使用圧力に調整し、各部材質の劣化、汚染、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。
- 1.2.2 ガス充気装置の点検及び取替え
ガス充気装置をいかだ本体から取り外し、カット装置、連結金具、ガスボンベに分解し、それぞれについて次の点検を行うこと。
-1. ～ -4. [略]

表1

点検箇所	点検内容
1. 主気室 (略)	変質、裂け、切れ、こすれ、はがれ (略)

1.2.3 ぎ装品の点検(膨脹式救命浮器を除く)
(略)

1.2.4~1.2.5 (略)

1.2.6 実ガス膨脹試験(製造後5年経過毎に行う。)

いかだ等を床上にひろげ、自動索を引いて装着しているガスボンベでいかだ等を膨脹させる。膨脹試験の間、安全弁が作動するか確認する。その後ガス充気装置付近のゴム布の亀裂、不還弁座のはがれ等の異常の有無を確認する。

この試験後、引き続いて漏えい試験を行う場合は、ガス充気装置付近のドライアイスの残留の影響がないことを確認して行うこと。

6. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器整備基準

6.1 (略)

6.2 (略)

6.2.1~6.2.2 (略)

6.2.3 ぎ装品の点検(膨脹式小型船舶用救命浮器を除く)

6.2.4~6.2.6 (略)

6.3~6.5 (略)

15. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準

「GMDSS 双方向無線電話装置整備記録双方向無線電話装置試験成績表」の中の「試験項目 周波数偏差」の枠内の156.75MHz

20. 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置

20.1 (略)

20.2 (略)

20.2.1 外観検査

-1. 構成品等の点検

本体、初期の設定状態を示す図面、配置図、機能ブロック図、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っていることを点検する。

-2.~-7. (略)

-8. パイロットプラグ及び AC120V の電源が水先人の作業場所近くに備えら

点検箇所	点検内容
1. 主気室 (略)	変質、裂け、切れ、こすれ、はがれ (略)

1.2.3 ぎ装品の点検(除く膨脹式救命浮器)
(略)

1.2.4~1.2.5 (略)

1.2.6 実ガス膨脹試験(製造後5年経過毎に行う。)

いかだを床上にひろげ、自動索を引いて装着しているガスボンベでいかだを膨脹させる。膨脹試験の間、安全弁が作動するか確認する。その後ガス充気装置付近のゴム布の亀裂、不還弁座のはがれ等の異常の有無を確認する。

この試験後、引き続いて漏えい試験を行う場合は、ガス充気装置付近のドライアイスの残留の影響がないことを確認して行うこと。

6. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器整備基準

6.1 (略)

6.2 (略)

6.2.1~6.2.2 (略)

6.2.3 ぎ装品の点検

6.2.4~6.2.6 (略)

6.3~6.5 (略)

15. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準

「GMDSS 双方向無線電話装置整備記録双方向無線電話装置試験成績表」の中の「試験項目 周波数偏差」の枠内の157.75MHz

20. 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置

20.1 (略)

20.2 (略)

20.2.1 外観検査

-1. 構成品等の点検

本体、予備品等の構成品、操作説明書及び保守のための資料が完全な状態で揃っているかを点検する。

-2.~-7. (略)

れていることを確認する。

20.2.2～20.2.3 (略)

20.2.4 船舶自動識別装置の制御部の性能検査

-1.～-3. (略)

-4. 船舶自動識別装置専用計測器を用いた性能検査

(1) 同計測器からのチャンネル70でのポーリングに対して、同装置が応答できることを確認する。

(2) 同装置から同計測器へ送信したデータについて、同計測器が受信できることを確認する。

(3) 同計測器から同装置へ送信したデータについて、同装置が受信できることを確認する。

(4) 同計測器で設定した仮想船舶からのポーリングに対して、同装置が応答できることを確認する。

-5. (略)

-6. (略)

-7. (略)

-8. オンエア性能検査

(1) 同装置が送信したデータについて、同計測器又は他船等が受信できることを確認する。

(2) 同計測器又は VTS 局等からのポーリングに対して、同装置が応答できること又は履歴により応答できていることを確認する。

-9. (略)

20.2.5～20.2.9 (略)

20.3 整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の船舶自動識別装置整備記録を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部を整備事業所に保管する。

(様式: AIS 等)

船舶自動識別装置整備記録 (別添のとおり)

附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明

5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明

別記5 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準

1.～2. (略)

3. 機器及び備品類等

(略)

(1) (略)

20.2.2～20.2.3 (略)

20.2.4 船舶自動識別装置の制御部の性能検査

-1.～-3. (略)

-4. (略)

-5. (略)

-6. (略)

-7. (略)

20.2.5～20.2.9 (略)

20.3 整備記録の作成等

整備者は、別紙様式の船舶自動識別装置等整備記録を作成し、管海官庁及び船舶所有者に1部送付するとともに、1部を整備事業所に保管する。

(様式: AIS 等)

船舶自動識別装置等 整備記録

船舶自動識別装置等 試験成績表 (略)

附属書 H 特定のサービス・ステーション等の証明

5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明

別記5 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準

1.～2. (略)

3. 機器及び備品類等

(略)

(1) (略)

- (2) 船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む)
(イ)～(ハ) (略)
(二) 船舶自動識別装置専用計測器

関連通達

1. 海外における膨張式救命いかだサービス・ステーションの承認について
様式3-1(or3-2)

RE-INSPECTION CERTIFICATE

This is to certify that the undermentioned liferaft has been inspected, serviced and tested in accordance to the requirements of the manufacturers, and also complying fully to (the 1983 Amendments) to the International Convention for the safety of life at sea, 1974.

- (2) 船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む)
(イ)～(ハ) (略)

関連通達

1. 海外における膨張式救命いかだサービス・ステーションの承認について
様式3-1(or3-2)

RE-INSPECTION CERTIFICATE

This is to certify that the undementioned liferaft has been inspected, serviced and tested in accordance to the requirements of the manufacturers, and also complying fully to (the 1983 Amendments) to the International Convention for the safety of life at sea, 1974.

AUTOMATIC IDENTIFICATION SYSTEM (AIS) TEST REPORT
(船舶自動識別装置整備記録)

Name of ship/call sign (船名/呼出符号)	
MMSI number (識別符号)	
Port of registry (船籍港)	
IMO number (IMO 番号)	
Gross tonnage (総トン数)	
Date keel laid (建造年月日)	

1. Installation details (設備の詳細)		
	Item (項目)	Status (状態)
1.1	AIS transponder type (AIS の型名)	
1.2	Type approval certificate (国土交通省の型式承認番号)	
1.3	Initial installation configuration report on board? (初期の設定状態を示す図面)	Good : NG
1.4	Drawing provided?(Antenna-, AIS-arrangement and block diagram) (配置図、機能ブロック図)	Good : NG
1.5	Main source of electrical power (主電源)	Good : NG
1.6	Emergency source of electrical power (非常電源)	Available : N/A
1.7	Capacity to be verified if the AIS is connected to a battery (バッテリーに接続される場合は、容量の確認)	Confirmed : N/A
1.8	Pilot plug near pilots operating position? (水先人の作業場所近くのパイロットプラグ)	Available : N/A
1.9	120VAC provided near pilot plug?(Panama and St. Lawrence requirement) (パイロットプラグ近くのAC120V 電源 (パナマ運河、セントローレンス川通航時適用))	Available : N/A

2. AIS programming - Static information (AIS の設定機能 - 静的情報)		
2.1	MMSI number (識別符号)	Good : NG
2.2	IMO number (IMO 番号)	Good : NG
2.3	Radio call sign (無線呼出符号)	Good : NG
2.4	Name of ship (船名)	Good : NG
2.5	Type of ship (船種)	Good : NG
2.6	Ship length and beam (船舶の長さ及び船幅の入力)	Good : NG
2.7	Location of GPS antenna (測位装置の空中線の位置の入力)	Good : NG

3. AIS programming - Dynamic information (AIS の入力機能 - 動的情報)		
3.1	Ships position with accuracy and integrity status(Source: GNSS) (正確度及び精度を示した船位 (信号源: GNSS))	Good : NG
3.2	Time in UTC(Source: GNSS) (UTC 表示による時刻 (信号源: GNSS))	Good : NG
3.3	Course over ground(will fluctuate at dockside) (Source: GNSS) (対地針路 (信号源: GNSS))	Good : NG
3.4	Speed over ground(zero at dockside) (Source: GNSS) (対地速力 (信号源: GNSS))	Good : NG
3.5	Heading (Source: Gyro) (船首方位 (信号源: ジャイロ))	Good : NG
3.6	Navigational status (航海状態)	Good : NG
3.7	Rate of turn, where available(ROT) (回頭角速度 (利用できる場合))	Available : N/A
3.8	Angle of heel, pitch and roll, where available (横傾斜角、ピッチ角およびロール角 (利用できる場合))	Available : N/A

4. AIS programming - Voyage related information (AIS の設定機能－航海関連情報)		
4.1	Ships draught (船の喫水)	Good : NG
4.2	Type of cargo (危険貨物)	Good : NG
4.3	Destination and ETA(at masters discretion) (目的地と到着予定時刻(船長の判断で))	Good : NG
4.4	Route Plan(optional) (航路計画(選択項目))	Available : N/A
4.5	Short safety-related messages (安全関連のショートメッセージ)	Good : NG

5. Performance test using measuring instrument (計測器を用いた性能検査)		
5.1	Frequency measurements AISch. 1 and 2, GMDSSch. 70 (AIS 1, AIS 2 及び DSC CH70 の周波数測定)	AIS 1= MHz AIS 2= MHz CH 70= MHz
5.2	Transmitting output, AIS ch.1 and 2, GMDSSch. 70 (AIS 1, AIS 2 及び DSC CH70 の送信出力)	AIS 1= W AIS 2= W CH 70= W
5.3	Polling information ch. 70 (CH70 のポーリング情報)	Good : NG
5.4	Read data from AIS (AIS からの受信データ)	Good : NG
5.5	Send data to AIS (AIS への送信データ)	Good : NG
5.6	Check AIS response to "virtual vessels" ("仮想船舶" への応答の確認)	Good : NG

6. "On air" performance test (オンエア性能検査)		
6.1	Check reception performance (受信性能の確認)	Good : NG
6.2	Confirm reception of own signal from other ship/VTS (他船/VTS 局からの自船信号の受信の確認)	Good : NG
6.3	Polling by VTS/shore installation (VTS 海岸局によるポーリング)	Good : NG

Electromagnetic interference from AIS observed to other installations? (AIS から他の設備への電磁干渉が起きていないことを確認する。)

Remarks (備考)

The AIS has been tested according to IMO SN/Circ.227 and resolution MSC.74(69), annex3 (AIS は IMO SN/Circ.227 及び決議 MSC.74(69), annex3 に従って検査された。)		
Name of Radio Inspector (検査員名)	Date and place (日付、検査場所)	Name of Radio Inspector Company (検査会社名)

船舶自動識別装置整備記録 別紙

(様式：AIS等)

設備	免許番号		装置番号	第	装置	型式検定合格番号	
	製造者名		製造番号				
	製造年月	年 月	搭載年月		年 月	測定年月日	年 月

整備点検・試験成績

点検項目	<input type="checkbox"/> 構成部品等、 <input type="checkbox"/> 取付状態(アンテナ含)、 <input type="checkbox"/> 表示灯・表示装置等、 <input type="checkbox"/> コネクタ・アース等の状況、 <input type="checkbox"/> 操作つまみ・操作装置等、 <input type="checkbox"/> チャンネル切換、 <input type="checkbox"/> 制御部の操作及び機能試験、 <input type="checkbox"/> 送信装置の作動状態、 <input type="checkbox"/> 受信装置の作動状態、 <input type="checkbox"/> 保護装置の確認						適否				
	電源装置	主電源	V	代替電源	V	代替電源への切換え	適否	識別符号(MMSI)		適否	
試験項目	周波数、周波数偏差、空中線電力の許容偏差										
	周波数 [MHz]	周波数偏差 ±500Hz (CH70 は±1, 565Hz 以内)				空中線電力の許容偏差 +40% / -30%				判定	
		指定電力				2W低下					
	161.975 (AIS1)	Hz				W				W	適否
	162.025 (AIS2)	Hz				W				W	適否
	156.525 (CH70)	Hz				W				W	適否
	スプリアス発射又は不要発射の強度 (146MHz を超え 162.0375MHz 以下 : 2.5μW以下、その他の周波数帯 : 10μW以下)										
	周波数 [MHz]	旧スプリアス基準					新スプリアス基準				判定
		基本F	2F	3F	F/2	F/3	その他	146MHz~162.0375MHz	その他の周波数帯		
	161.975 (AIS1)										適否
162.025 (AIS2)										適否	
156.525 (CH70)										適否	
自己診断機能による正常動作の確認										適否	

外部GPS試験成績表 (AISに接続されるものに限る)

設備	型式		製造番号		型式承認番号		
	製造者名		製造年月	年 月	型式検定番号		
	種別	第1種・第2種・既設の設備					
定点測位精度試験項目	測定場所				装置の測位条件	GPS・DGPS	
	アンテナ位置の実測方法	海図・他 ()			実測値基準・平均値基準		
	アンテナ位置の実測位置(r)	□□° □□.□□□' N			□□□° □□.□□□' E		
	測位データ	□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否	□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否
		□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否	□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否
		□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否	□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否
		□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否	□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否
		□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否	□□° □□.□□□' N	□□□° □□.□□□' E	適否
		平均値(a)	□□° □□.□□□' N			□□□° □□.□□□' E	
		平均値からの最大変動幅	□□.□□□'			□□.□□□'	
判定	全測位回数(N)	回	良好測位回数(G)	回	良好測位確率(G/Nx100) 95%以上	%	適否
	測位精度 2drms (GPS:100m (95%確率) 以内、DGPS:10m (95%確率) 以内					m	適否
最終点検	<input type="checkbox"/> 点検終了後の総合動作確認、 <input type="checkbox"/> 測地系の確認、 <input type="checkbox"/> 可能であればディファレンシャル機能の確認、 <input type="checkbox"/> 位置情報を航海用具等に接続している場合は伝達できることの確認					適否	

使用測定器	型式	製造番号	備考

備考 (修理箇所等)	
---------------	--

注1：空中線電力及び周波数を測定する際には、擬似空中線を使用すること。注2：測定困難な事項の記載を要しない。